

Title	荘内藩の与内制度に就いて
Sub Title	
Author	国分, 剛二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.10 (1931. 10) ,p.1531(119)- 1555(143)
JaLC DOI	10.14991/001.19311001-0119
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311001-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は兎に角、除外例にせよ、諸般の社會改良的施設は漸次實行されて來た。シユモラアが一八九七年の柏林大學總長就任の講演の結尾に於いて、大體の傾向に於ける、彼等自派の勝利を唱へたのも失當ではなからう。

唯此の勝利は再び新しい敵によつて襲はれねばならなかつた。社會改良の運動機關としての社會政策學會の成功は此の本稿に述べた、而して、此の傾向に對する學問的理論的根據は、ヘルドの云へるが如く、講壇社會主義者の經濟社會理論である。ヘルドは講壇社會主義者と名づけられたる一派は、一學派であるとした、此の學派の理論的貢獻の最高峰はシェンベルクの國民經濟大辭典の編輯(一八八二年)であつたらう。之は倫理的經濟學派と稱せられる人々の共同製作にして、ブレシタノの勞働者問題、シェンベルクの國民經濟論、及び工業論、ノイアンの經濟學の基礎概念等が載せられてゐる。

しかし一八九〇年以降に於いて、此の學問的、最高峰は科學的檢討を受ける事となつた。同時に社會的情勢は、纏て二十世紀に入つて、社會政策の危機を叫ぶ様になつた。次の稿は先づ、社會政策論者の經濟學理論に對する批判に始まらねばならぬ。(昭和六年九月二十八日)

莊内藩の與内制度に就いて

國分 剛二

酒井左衛門尉侯の領地である出羽國莊内藩(山形縣東田川・西田川・飽海の三郡)には與内(ヨナ)或は與内米と稱する制度があつた。此の制度は一種の豫備貯蓄制度で、定期的の必要にも不時の救済にも支出したのであつた。其の起原は莊内藩に始めて行れた制度でないから他藩にもあつた事と思ふが、淺學な私には知る所がない。

偕て此の與内といふ名稱は、何なる意味を籠つて居るか、之も知らないが、或は組頭くみがしらといふ文字を與頭と書き、又た與力といふ文字を使つて居る所を見れば、與を組と同様の意味に使つて「クミのウチ」即ち自分達の意味に使ひ、「自分達の米」であるといふ意味になり、「自分達の米を預けて置いたので藩廳の物ではないぞ」といふ意味であつたかも知れない。

此の制度は藩士、農民、商家の各階級にもあつて、明治の廢藩置縣まであつたが、其の組織と運用とは各異つて居つた。そこで私は此の制度に就いて、なるべく明細に述べてみたいと思つて居つたが、農民と商家に關する資料は全く無いのではないが、實に乏しいのもあり、莊内藩としての起原は藩士に始つたものであるから、藩士方の記録を主として述べることにした。

與内起之事

一御家中江戸勤番、或、上京杯ニ而與内請取候故、自由も能候、是ハ誰之製作ニ候哉、承度と問シニ、頼弘、被申シハ、成覺院様(酒井侯第三代宮内大輔 忠勝。莊内藩主第一世)御代、堀丹後守牢人平野縫殿と申者、被召出しか、馬を達者ニ責ければ、石原平右衛門殿(諱は重秋。莊内藩家老)馬數寄故、縫殿ニも熟意成しとかや。或時、平右衛門殿、門前ニ而馬を責させ縫殿と共ニ見物せられしに、折ふし御家中衆、江戸交代にや有けん、出立の由ニ而打連、其前を通りし故、平右衛門殿ニ會釋杯有シニ、兩人ニ而乘掛馬壹疋也、縫殿、被召出候砌なれハ、誰共不知、假名・知行高杯問けるとなん。平右衛門殿、被申シハ、此兩人何れも知行百五拾石ニ而、さして小知ともいわれざるニ、落物杯いと輕るくしきと言れければ、縫殿、拶揆ニハ、古主(堀丹後守)杯ニ而も何も左様に候と、有しとかや。平右衛門殿、被申シハ、御家中、在府(江戸勤番)の内知行渡リ方の外、別ニ請取物少しも無之故、何れも一統ケ様之次第也。(縫殿)丹後守殿ニ而ハ、知行之外、江戸勤番之節杯ニハ、別ニ御手擬(御手)も有之、江戸勤番の士、受取候と答へしに、(平右衛門)其摸合ハと有ければ、(縫殿)家中知行の内より、何れも一統ニ米を出シ、勤番之砌、割合を以、受取候と申、平右衛門殿、然者、相考へよとなり、縫殿申ハ、新參と云ひ、殊ニ不才の拙者何と迷惑の由、再三辭退しけれ共、強而被申ければ、然者、不得止事故、得與、相考へ可申上由ニ而、其後御家中高百石ニ付、米五表ツ、年々出シ置、江戸勤番之節、或ハ上京(京都)之者、割合を以受取候様ニも可被仰付哉と、申上しに、其通可然由ニ而被仰付、名を與内と付られしと也。(耳口録卷之六下)

とあるから、與内制度は酒井忠勝時代、先づ藩士に行ひ、次に農民に及ぼしたものであらうと思ふ。與内米ハ郷中ハ壹歩ツ、出米ハ元和九年亥より被仰付候事歟、古き反古の内ニふち方にて可申付事。

右扶持方被下候間、郷中ハ壹歩取可申候。

右之壹歩御家中ハ被下候間、與頭衆ハ請取差引可申事。

右亥五月十三日御番替ハ。

と、有之、前後文面虫はみ見へず。(華竹志之内)

とある。郷中とは農民の事であるから、此時から農民自身の分も、與内米として預けて居つたかと思ふが、之は全く藩士の代理に與内米を納めたので、自身の與内米ではない。元和九年亥は、酒井宮内大輔忠勝が信州松代より出羽國莊内鶴ヶ岡へ移封になつた翌年であるから、此の年號によつて、與内制度は元和九年以前からあつた事を窺れるのである。

然は、與内米は前掲の「耳口録」にある通り、祿高壹百石に就いて、米五俵ツの割合で實際に年々納めて居つたかといふに、莊内藩家老格の竹内家の『年中行事』によれば、

御物成渡方

高千百石

平均

取米千百表

此余は平均ニ寄候

一米三拾三表

初渡

山濱

- 一同百九表 中川
 - 一同五拾五表 狩川
 - 一同貳百表 荒瀬
 - 一同百七拾六表 山濱 元直濟
 - 此四口六拾表渡 米高 \times 五百四拾表
 - 一同貳拾七表 中川
 - 一同四拾表 平田
 - 此二口八拾表渡 米高 \times 六拾七表
 - 一同貳拾六表 遊佐
 - 一同拾六表 京田
 - 一大豆三拾三表 中川
 - 此三口百表渡 高 \times 七拾五表
 - 一米三百三拾表 上ヶ米
 - 一同五拾五表 與内
 - 合千百表 外平均
 - 一米貳斗七升 但平均之内引ル
- (以下略)

とある。即ち祿高壹千百石取では、米五拾五俵が與内米になつて居るが、此の與内米は前掲の「華竹志」にある通り農民が普通の貢米の外に猶ほある收穫米の壹歩、即ち十分ノ一つ、を納めたものではないかと思ふのである。で竹内家では米五拾五俵を與内米として納めて居るとはいふもの、農民が代理して餘分に納めて居てくれた事になるから、實際はそれだけ増祿になつて居るやうな譯である。換言せば、與内米の預納は祿高の「二十分ノ一つ」支出して居たことではあるが、藩士が儉約して直接納めて居たものでなく、即ち今の官吏が恩給基金を俸給から天引されるやうなものよりも、尙ほ間接に農民が納めてくれたものであるから、普通なら藩士の利益で、農民の損害といふ事になる譯であるが、多年の習慣上、藩士は自力で預納したと思ひ込み、農民は一種の租税——貢米——であると斷めて居つたものかと思ふのである。尤も、壹歩つゝ納めた與内米制度が、明治維新まで續いたかどうかは疑問の一つである。尙ほ「竹内年中行事」中にて注意すべきは、勅代米貳斗七升である。之は所謂備荒貯蓄米の事かと思はれる。因に莊内藩で壹千百石といへば、表面の書付は京榊時代そのまゝに四斗入壹千百俵取になつて居るから、壹俵は玄米が京榊で四斗、寛文改正榊で量れば四斗八升入である筈だが、實際に量つて見ると、寛文改正榊で五斗壹貳升位も入つて居つたさうだ。で或人は、莊内藩の玄米壹俵は白米にしても寛文改正榊で五斗に滿つる分量があつたと云つて居る。

此の祿高の「二十分ノ一つ」天引で納め積み置いた與内米は、如何なる場合に下戻されたかと云ふに、先づ第一に、江戸の上り下りの際であつて、其の費用の不足を補つた。此時は與内米とは云は

ないで、錢與内とも稱する事があつた。此事は堀季雄の『承露盤』に委しいから、之を左に掲げることにする。

季雄(堀)問、何與内とハ何之事ニ候哉。

蝶騎那答 此名今稱さるゆへ明ならず。與内御役人の尋候所、返事左之如し。

御紙上拜見仕候、與内定帳ニ錢與内と申儀多御座候。錢ニ而相渡候間、錢與内と申候哉之旨被仰下承知仕候。被仰下候通、錢ニ而相渡候間、錢與内と唱候様承知仕居申外ニ、譯御座候儀は承知不仕候。尤、木錢とは違申候哉之旨も被仰下候。是又、木錢とは違候様承知仕居申候。右御答申上度如斯御座候。以上。

六日

青木孫右衛門

雄(堀)按 青木か答も畑塗也。江戸與内も、錢ニ而渡れ共、錢與内とは云はず。是は米ニ而渡すべき物を、時の相場ニ積りて錢ニ直し、夫を渡故、此定書の初にも、與内米直段と有之、錢與内米直段とはなし。同じく定書のケ條に、遠國近國共御用ニ而罷越候者共、其地逗留中は、御知行高人數之通、錢與内、役馬飼料共右同斷と有、江戸ニは與内御役人有て、米相場を吟味し、二升上之定法ニ而渡せとも、他國に御用にて相越候逗留中之米價を吟味して渡すへき様もなければ、錢渡と定め、上七十六文、下四十六文つゝ、時の相場に拘らす渡すなるべし。されど錢與内と云ふは、米與内ニ對しての名にて、江戸與内は、米ニ而渡すか本道なれとも、受取渡の便利ニ取之、錢ニ直り、金ニ直して渡す迄なれば、米與内と稱へんか正名なるべし。(承露盤卷之十三)

とある。即ち江戸與内米も本來は米で渡して米與内と稱へるのが正名であるが、種々の關係上、錢で渡さなければならぬ事もあつたので、便宜上、錢與内と稱へても居たのであると云ふのであつた。然ば實際に與内米を下戻す時の方法は如何であつたかと云ふに、之も『承露盤』に據れば、

江戸與内之定

一與内米直段(江戸表御扶持米、御買上日々の相場直段ニ金壹兩之前ニ而二升上リ)

但金壹兩ニは米五斗迄の御扶持米御買上相場直段ニは貳升上、定之通可相渡候。若相場高直ニ而貳升増を掛四斗八升之内に入候は、其分増を相止、四斗八升の直段ニ而可相渡候。且又右相場直段四斗八升之内入、大分高段ニ候は、勿論其節之御扶持米御買上の直段之通ニ仕、無増ニ可相渡候。

右但書之貳升上割之儀、享保二年酉正月相改、米直段四斗八升之内へ入候共、二升上リニ自今可相渡候筈、逐相談相定候。

一木綿大之月 壹尺ニは錢百五十三文

一役馬飼料 壹疋分一日ニ錢百五十三文

右之積を以自今以後毎月相渡ヘシ。勿論在江戸定、江戸之面々、役馬求不申候内ハ、馬與内相渡中間敷候。役馬相立候は同様吟味致、馬與内相渡可申候。

茲に注意すべきは役馬の飼料も、馬與内と稱へて居つた事が右の資料で判明した。

道中旅籠駄賃并錢與内之定

一 旅籠錢(上壹人前一日之錢百二十文、下壹人前一日之錢百文ツ、)

右は御知行高人數定候通可相渡。但江戸ノ庄内ノ上下之日數前々ノ相定候通可相渡候。

附江戸ノ庄内ノ上下ハ、十月ノ三月迄ハ、十二日分、三月ノ九月迄ハ、十日分、其外ノ道中ハ、日數次第可相渡候。

(中略)

一 錢與内一日ニ、上壹人前、錢七拾六文。下壹人前、四拾六文ツ。御知行高人數之通可相渡事。

一 京都、大坂其外遠國近國ノ御供仕候者共、其地御逗留中ハ、何方ニても錢與内可相渡。馬飼料ハ

一日壹疋ニ付錢百五十三文ツ、可相渡事。(下略)

(中略)

一 於江戸新知被下置候ハ其日ノ御知行高定之通、與内可相渡勿論、其年之暮、物成を以、與内米一倍出可申事。

一 於江戸御加増被下置候者も、其日ノ御加増之分定之與内相渡べし。其年之暮、物成を以、御加増之高、與内米一倍出可申事。

(中略)

一 與内前借之儀ハ御用ニて罷越候其地逗留之日數、錢與内並道中往來之駄賃旅籠、御知行高定之通相積り、其上五割之増金、加判之證文ニ添判ニ而、貸渡可遣候。惣而御用ニ而何方ノ罷越候者、其所々之道程日數相定候駄賃旅籠之積を以、五割増金之外一切前貸餘慶不可相渡候。罷歸次第、

過不足、逐勘定急度差引證文早速引替可申候。附 於江戸、月々相渡候、與内之儀、何様之所有之候とも、相定之外前貸に一切相渡申間敷候。

(中略)

一 遠國近國共ニ自分用事ニ而罷越候者暇被下置日數之内、江戸與内勿論道中駄賃旅籠受取申間敷事。右與内渡方之儀、近來斯金斯銀出來、兩替等、高下有之殊ニ諸品高直に而、十七年以前寅年相改候積ニも相違、大分渡方不足仕、御家中之面々、及難儀ニ付、此度御組頭御小姓頭之者共申出、以御意、古例之通、郷中壹歩米申下、尤被下置候御知行之内ノ高百石ニ付五俵ツ、の出来ともニ都合致し、與内御役人も兩人ツ、被仰付、惣 與内之儀、今度別而御組頭御小姓頭支配ニ被仰付候。依之、考古法定相改候。自今以後、此定之通可相渡候。惣而面々江戸勤番候外、致諸職之者、或は何様之御奉公道ニ而も、相定之外、増與内一切相渡申間敷候。與内金勘定之儀、庄内より與内金爲登、證文を以、元々相立、一ヶ年切、於御勘定所、勘定仕、殘金等迄相改、右勘定帳一冊は、御勘定所ノ相納、一帳は莊内之與内御役人ノ指下可申候。以上。

正徳四年午三月初日

土屋渡留 大熊三郎右衛門 中世古甚平 小塚半兵衛、

右四人之者與内相積申候。

里見外記印
水野市兵衛印

末松吉左衛門 印

(以下略)

とあるので、なか／＼厳格な組織であつたらしい。尙ほ右の記録中、茲に注意すべきは、與内渡方之儀——諸品高直ニ而、十七年以前寅年相改候積ニも相違、大分渡方不足仕、御家中之面々、及難儀ニ付、——以御意、古例之通、郷中壹歩米申下、——の項である。「郷中壹歩米」とは、『華竹志』にあつた、元和九年に定められた、「與内米ハ郷中ハ壹歩ツ、出米」云々のことであらうと思ふが、若し左様であるとすれば、彼の郷中壹歩米より藩士與内米への振替代納は、一時中止されてあつたのが、正徳四年に再び始められたものでは無いかといふ疑ひも起るのである。

次に此の與内米は如何に保管して居つたかといふに、藩廳の倉庫に貯藏して居つたと見える。尤も數十年來の與内米の殘額を貯藏して置いたものでなく、其年／＼に計算して其の殘額を其年の産米で貯藏したものかと考へられるのであるが、是等に就いての文献は私は未だ一覽しないのであるから、確然とは申し難い。藩廳の倉庫で保管して居つたといふ證據は、次に掲げる資料に明かである。

(前略)

一酒田御藏、有リ米御用懸リ之面々被申聞候ハ、酒田御藏役、當二十四日ニ惣有米相改候、壹萬六千四百三拾八俵余有之由、此米を貳割米或ハ與内米并沖出共ニ、都而此内ハ出候よしニ御座候得

共、殊之外御米不足ニ御座候、郷中麥作も最早用ひ切候體に御座候、當新米者閏七月二十日頃ニ茂出可申哉と風説申候間、夫迄ハ如何變茂可之哉氣遣ニ存候、夫故御金才覺等之儀者勿論之儀、各様御登前よりハ御手支のミニ御座候間、此旨委 兩殿様に可被仰上候。以上。

六月二十九日(享保六)

松平權右衛門

石原平右衛門

加藤大二

松平内膳様

酒井吉之允様

即ち酒田御藏とは、今の山形縣酒田港に設てあつた。莊内藩廳の貢米納入保管倉庫の事である。因に現今も莊内人中にオクラと稱へて居る人々がある、之は酒田港の三居倉庫(酒田米穀取引所附屬)の事で、莊内藩時代の倉庫とは位置も違ひ、組織制度も表面は全く變つて居るのであるが、其係の人々の主なる所には舊藩士の子孫が多いのと、米を吟味する其の精神は、「不正」を第一に嫌むといふのにあるから、傳統的に舊藩時代の影響が存つて居るのであるから、自然と之に關係ある人々は勿論、直接關係なくとも、御藏と稱へて居るのである。此のオクラの聲を聞く度に、私は一種の懐し味が出て來るので、嬉しい言葉の一として聞いて居る。

次に、江戸で使用した與内金は何程であつたかと云ふに、手元にある文政十二・三年の記録には、

江戸惣御入用 文政十二年丑年、文政十三年寅三月

一金一萬四千六百二十四兩一步一匁五厘 御雜用金子□□

内千三百四十七兩余 若殿様表拂

内一萬千三百二兩二步二朱 御雜用御積金

内三百八十一兩一步二朱

文化十辰年御入用御口少、年々御貯金に可相納分

内三千三百二十一兩余 御不足金

内千六百四十四兩余 御滯府ニ付御入増

内千六百七十七兩余 御常用爲増

一金二千四百二十六兩二步余 與内金

内二百八十九兩三步余 若殿様表拂

内千七百十兩 與内御積金

内七百十六兩余 御不足金

内二百三十四兩余 御滯府ニ付

内四百八十二兩余 米價高直ニ付

一金六千七十四兩余 御扶持金

内五百三十兩二步余 若殿様表拂

小以金二萬三千百二十五兩一匁七分八厘

内一萬七千四百三兩二步二朱 此御雜用與内御扶持御積金

内五千七百二十一兩余 右御積金之外御入増

内二千三百十四兩余 御滯府ニ付

内三千四百六兩余 米價高直ニ付

とある。即ち一金貳千四百貳拾六兩二步余に上り、其内金七百十六兩余も不足して居るのである。

尙ほ此の藩士階級の與内制度は江戸上下の如き時のみでなく、火災水難の時は勿論、其他不時の物入にも下戻す事が出来たものであると云ふ話であるが、此等に關する文献は手元になから發見次第追て掲げる事にして、農民階級の制度にうつる事にする。

澁谷光敏の『莊内沿革誌』に、

田地は賣買を禁ずると雖も、貧窮の者は假令は壹反歩の田地を有するもの壹畝を残して九畝歩を賣却し、而して其九畝歩に於て負擔すべき租税を殘る壹畝歩に於て負擔するの約を以てす、故に倍々貧窮に陥れり。依て其壹畝歩の田地を藩廳に於て該村に維持せしめ、元壹反歩より得ると均しき米を特に藩廳より該村へ給與し、之れを高掛與内米と云ふ、而して該田地は元地主をして小作せしめ、質入等爲すを禁ず。

とある。此項は文面判然しない所もあるが、農村には「郷中壹歩與内米」の外に「高掛與内米」といふ制度がある事が判つた。尙又、『百姓さとし草』に據れば、

寛政七卯年御改革と成て、舊借不納御貨物ニ而繕ひ置し分は被下と成し、然れども諸役所借入引捨ニ成し難き分、纔に利米丈其内、組與内ニも成、借主誠聊の取立も年々取立る事と成、文政中迄御年貢は安き事也しに、其後追々の凶作ニ而借物多き初と成りぬ、然れ共又天(享カ)保十亥年大分被下と成し昔々折々被下たる事有しにや——

村々に村作高有り、是ハ皆潰高也。潰高と申は買入有之分、賣盡し、夫々貨物を以取續、能々致方無之時ニ潰ニ相成候事ニ而、其もの、持高御取上ケ、村作ニ相成候。此年貢不足、従上、付荒御手擬を以、御引被下貨物元利不殘村與内、其身は川北御追放、家内は親類に引取、家財雜具は村方に取上、享保十九寅十二月幕野内彌右衛門川北追放。——

然ルに其後御勝手御難澁ニ付、追々付荒御手擬御減少被仰付、村作與内と云物、御百姓持高并入作高に過分ニ懸ると有、御改革之度御穿鑿之上、入作に作徳與内被仰付、組々寄、一割も有、然れども大方は壹割三步ニ被仰付是を以、村作御田地不足米御手擬被下、追々主付と成ル。村作之唱へ今はなし。

——元は中川と櫛引は一御郡下ニ而中川は御普請少、櫛引は御普請多ければ、一御郡下ニ而組合故補ひ來りしに、一組宛引分けられ、中川ニは淀ミ出、櫛引ニは不足立、其後中川ハ壹萬人ツ、櫛引に定與内もしつれども中々櫛引にて可濟様もなく——

——御上え指上高ニ御座候、村役人支配いたし名子水呑の、御田地不持ものニ表田渡ニ作りせ申候。是は村作不主付以前は、村役人取扱、尤御改革以前は村役人限之取計ニ付、多くの内ニは不束

成事も有しにや、不弁。御改革以來田地之善惡ニ寄、不足米嚴密ニ吟味有て、御手當米之高定り、壹割三步又組々ニより壹割與内米を被下、其後或は御田地を以、御添被下し組も有りて皆、主付。當時村作なき事前にも記しぬ。

の項にある如く、「組與内」「村與内」「作徳與内」「定與内」等といふ名稱もあつたと見えるのだが「組與内」と「村與内」とは總括的な名稱で大體同じ事であるやうであり、「作徳與内」「高掛與内」と「郷中壹歩與内」の三つは各異つては居るもの、何れも「組與内」の一種であるやうである。而して「定與内」とは、毎年定つた與内米を納める村にのみあつた名稱ではあるが、之も總括的な「組與内」の内に含まれたものであると考へられる。然は實際に農村から納められる與内米は何程の割合であるかと云ふに、『鼠ヶ關大庄屋日記』に據れば、

實物成請取申事

高五拾俵	平均
取米	
一米貳俵貳斗	興内
一同四拾六俵	山濱
一大豆壹俵貳斗	山濱
小以	

殘而六俵三斗貳升六合五勺

右之通相渡り申様ニ御裏判可被下候。以上。

卯二月

佐藤喜三郎

御郡代所

とある。即ち五拾俵の納米の内貳俵貳斗であつた。尙ほ此の『鼠ヶ關大庄屋日記』には左の記事が載つて居る。

山濱御藏手代(三崎勘右衛門カ)
(吉川節右衛門カ)

子納米貳俵三斗九升七合五勺

納四斗入

右者鼠ヶ關村下敷并與内米候間佐藤喜三郎方へ相渡、追而下敷勘定可相立候。以上。

子(享保十四年)十二月十四日

久右衛門

坂之助(山崎カ)

尙又、加藤正從の『雞肋篇』には、

山館組酉御成ヶ拂御勘定目錄

(前略)

米五百五拾四表三斗八升五合六勺

郷家中貳割御賣付與内共

内五拾九表三斗八升五合六勺

與内

同貳百五拾表ハ

御中壹分與内米之由

同百三拾表ハ

飛嶋御賣付

(以下略)

といふ記事も載つて居る。尙又、同書には、

牛之助様御用米之事

一米三百俵は

山濱納四斗入

右之御米當七ツ御藏ニ而相渡申様ニ御裏判可被下、來春於酒田爲替米急度返濟可仕候。以上。

亥九月十三日

(出入)

中村七兵衛殿

安藤定右門殿

武山勘兵衛殿

(中略)

渡り九月

(出入)

一貳番渡り百石ニ六拾俵宛

此内ニ而

(出入)

十月

一三番渡り百石ニ八拾表宛

此内ニ而

(出入)

但し初

一四番渡り百石ニ百表宛

此内ニ而與内大豆 (虫入)

但し極月朔日を渡り、

といふ記事も載て居る。而して同書には與内米の爲に農民が困窮して來た記事も見えて居る。即ち左に、

御徒目付片桐甚左衛門差出候書付

覺

(前略)

一御百姓之儀ハ依怙最負無之ニ御吟味之上——少々之米金重り不作と罷成り御百姓つぶれ候へハ、其跡ニ殘ル御百姓へ與内ニかけ段々跡をつぶれ申ニ付——

(下略)

元祿十五年午之九月

上御歩行横目

右十ヶ條、未之五月十七日ニ奉 upper

片桐 甚左衛門

とあるが、名君であつた酒井左衛門尉忠徳の時代になると、此の村與内米の制度改正に據つて、種々の救濟事業が行れた。先づ白井重行の寛政八年『改革意見書』に、

郷方御田地、善所有福の者所持に相成候分夥敷事にて、郷方へ取返事急には難相成義と奉存候。御代官内意申聞候者、入作の分、作得米に従困窮、與内米相置申度候、是迄も與内有之候へども、

今度御改革には諸品物等相減候に付、尙又吟味の上、申達、右與内米を以、總御田地所持の者、相救候得ば、拔賣の御田地、郷方へ返り候同様に御座候旨申聞候、——拔賣之御田地、表向に相成候得者、御取上の御法故、少々の義は不構可仕筋と奉存候。與内之事に仕候得者、先早速諸事相片付、當年相應の作合に御座候はゞ、郷方安堵可仕候間、——(史學六の四、拙稿『酒井忠徳施政資料』参照)とある如く、此の意見書に準して藩政を治められたので、農民も藩の財政も豊になつたのであつたから、鳥海山の噴火の爲に大地震が起り、其の被害地の農民を救濟しなければならぬ、非常時に際しても、其地の藩庫に現米四千余俵も貯藏して居つたから、直に被害者を救濟する事が出来た。此時の状況を石原重俊氏の『諏訪部權三郎君の事歴』に據れば、

文化元の六月四日夜十時、鳥海山に一大鳴動の起ると共に、こゝを中心として大地を震すこと方數十里、——

同月二十七日大雨があつて其都度洪水氾濫、田畑を浸し泥海と化した。

河北(山形縣飽海郡)田畑損耗高

七萬四千五十五石餘

内 四萬七千六百七十三石餘 地震

内 二萬六千三百八十二石餘 出水

慘害此の如く饑餓刻々相迫り、人心亦動搖してその停止するところを知らなかつたが、時の藩主は名君の酒井忠徳公であり、代官は良牧の諏訪部權三郎君であつたので、幸に茲に一大安堵の途

が講せられた。——諏訪部氏が相役の渡部藤四郎氏と共に難を冒して石辻村に來着されたのは八日の事で、宿るべき家もなかつたので、掛小屋を假役所として直に納方手代を各村に派して、災民を諭さしめ躬ら實状を見るに一片の諭辭よく狂亂の人心を靜止すべくもなかつた。是に於て君は請を藩府に待つて徒らに時日を経過せば、時局は遂に收集すべからざるに至るを慮り、自ら深く決意するところがあつて、他日の咎は屠腹して謝せんのみと、相役の怪むところをも顧みず、專斷郷藏數庫を開いて現米四千二十二俵を災民に貸與して、一時の急に充て、自らは村吏を督して災民を慰撫獎勵し、震害の作毛に至る迄てに手入を施さしめた。こゝに於て各、饑餓を脱かれ漸く流離の念をたち、人心靜穩の緒についた。この年秋に至るまでの間に、先に貸與された四千餘俵は救恤米として下され切りの事となつた。外に痛米二百四俵は吹浦組——四十一俵——北目村——に救與され、更に粃五百四十二俵——を賑給せられ、罹災民の家作金として一戸金一兩二三分宛、千七百二十三兩三步を無利息十ヶ年賦に貸下げられ、壓死人百九人家内へは一人につき白米二俵宛下され、遺家には一人につき白米二合宛十日分下された。かくて復舊の實は舉り、收穫また六分をしめた。

(吾が莊内 二七)

とある。尤も救濟米全部が與内米であるといふのではないが、内幾割は必ずあつたことは疑はない。農民に關する資料は之で止め、町家に關する資料を掲げたのであるが、其の文献は全く無いといふてもよい位のもので、今、私の手元にあるものは、次の一項のみであるのは洵に遺憾なことである。尙ほ茲に注意すべきは、武士と農民の與内制度は、米を基礎としてあつたが、町家は米でなく、

金であつた事である。

是迄御城下、町方御郡役、御町用金以利益、與内來候處、次第に脱カ、貸つぶれ候ニ付、古來通、

憲法割當ニ相成申候。

(瀧澤八良兵衛日記卷之貳、
文政二年十月カ)

是は餘談になるが、明治維新の際に、酒井侯が磐城國平へ轉封を命ぜられたが、七拾萬を献金する事になつて、此の轉封命は中止になつた。此頃、新政府は、莊内藩廳の倉庫に残つてゐた米穀を、是は藩の所有物であつたから、時の新政府に引渡すのが當然であると云ふ説であつたさうだ、そこで莊内藩の菅善太右衛門實秀は、大隈重信を訪れて曰く、「莊内藩民は、天子様の御命令であるならば、生命をも献上るのを本分と心得て居るから、藩庫に残つてゐる與内米等は、御命令あるまでもなく直ぐも献上る事をよく心得て居るのであるが、聖天子様の御威光ある新政府ともあらうものが、僅の與内米等の殘米まで無理く沒收するとはあまりに情けない無慈悲の仕方ではないか、丸で赤坊の腕を鬼が振上るやうなもので、大丈夫のすべき事ではないか、此所よろしく聖天子様の御慈悲を垂れ給ひ、御威光のある所を萬民に御示し下さるやうに御取扱ひなされては如何ですか、即ち僅の與内米等には眼をくれずに、莊内藩民へ其儘に御下賜なされるやう御取扱なされては如何ですか、與内米等の殘米全部をも聖天子様から御下賜といふ事になつたならば、莊内藩民は大旱の雲霓を望むが如く、聖天子様の御威光と御慈悲に感泣し、一層の奮勵努力を以て此の天恩に酬るであらう。實の所、今の莊内藩民は、明治戊辰戦争の爲に、疲弊に疲弊を重ねて居る時であるから、此の衷狀を御推察の上、宜しく御願ひ申すと、誠心誠意に哀願して歸つたさうだ。後に此の哀願聞届

けられた爲にや、藩庫にあつた殘米は沒收を免れたさうだ。因に此時の事であらうと思ふが、與内米ではないが、莊内藩廳の倉庫に残つてあつた米穀に就いて、新政府は極力沒收誅求した、其の證據らしい、左の一文を掲げて御參考に供し、此稿を終へる事にする。蓋し新政府では、藩廳所有の米も藩民から預つてあつた、與内米・備荒貯蓄米等をも一つにして合點したものと見える。

他海田河兩郡非常糶並五杓貯糶之儀、不審之廉ニ有之、今般尙又取調酒井家ヨリモ届出候ニ付、是又兎ニ角不分明之取調ニ付、郷村中申唱候名稱ト郷村土目録ニ書載仕候廉々ニ隨ヒ、左ニ愚考仕候。

一 五杓貯糶

右者郷村ニテ本賦御貯糶ト相唱、酒井家物成常額十八萬石餘其全石ニ付テ仕法相立、壹石ニ五杓宛相貯、尤糶性宜敷村え貯糶申付、他之村ニヨリ其代米ヲ爲相納、年貢被差次候由

一 非常貯糶

右者郷村ニテ浮御貯糶ト相唱、浮役之全石ニ付、一石ニ五杓ツ、相貯候由、納方上文同斷。右兩箇之貯糶之儀ハ、全ク國家非常之爲相貯置候仕法ニ而、是迄ハ年々郷村へハ貸付不申候處、去年戰爭ニテ郷中貯置候、役所貯糶等一切出切ニ付、去冬々當年ニ至リ右非常備ヨリ多分ニ郷村へモ貸付候由。

一 役所貯糶

右者非常備糶之外、數所に土藏相立、役所貯糶ト相唱、夫食又ハ田打、植付之時、十分之利足ニ

テ郷村へ貸附候由、尤其内永代貸付候而、年々之處、利足而已取之候廉モ有之由。

一 本間貯糶

右者三箇之糶藏外へ數所ニ土藏相立、本間貯糶ト相唱、但、享保飢饉後、本間某郷村之爲ニ糶藏相建候由、尤夫食田打等ニ而貸付候處、前文役所糶不足ニ相成候節ハ、右本間藏ヨリ貸出鎌止ト相唱、貸出シ利足ハ三分ニテ取立候由。

郷村土目録、皆濟目錄等ニ、五杓糶代米、夫食、田打、植付、鎌止等之利足出米之廉々ハ、明細ニ有之候得共、役所貯糶之儀、是迄相知レ不申、愚考仕候處、右役所糶之儀、郡代役所之餘銀歟、又ハ其藩之仕與ニテ利足取之爲ニ、郷村へ貸附候儀ト存候、夫故、是迄ハ相隠シ申居候歟、併、皆濟目錄ハ夫食、田打、且又、利足之箇條相見居候得ハ、役所糶ヨリ貸付候ハ間違無之候。

一 酒井家ヨリ届出候貯糶之顛末左之通、五杓貯糶之儀ハ、酒井德之助臺所入高、並、家中知行高壹石ニ付、糶五杓充相貯、外ニ本賦ヨリ別段糶相貯、非常備ニ仕申候、貯方ハ年々郷方へ申付、糶性相撰糶藏を爲相納、右糶代米ハ糶相納候百姓前に相渡、年貢ニ爲差次候云々。(郷村ニハ本賦御貯ト相唱候)。

一 非常貯糶之儀ハ、本賦ヨリ壹石ニ付、糶五杓相貯、非常之備仕申候、納方之儀前文同斷。(浮御貯ト相唱候)。

右本賦ヨリ五杓宛取之貯糶致シ、又本賦ヨリ非常備ニ兩途ニ取立候條理不分明候、且、郷村ニテ浮御貯ト唱來候得者、本賦ヨリ五勺、浮役ヨリ五勺取立、本賦ハ上ノカトシ、浮役ハ下ノカトシ、

合シテ之ヲ貯フ。是以、全國其備ニ係サルハナシ。是、常平倉ノ意ナリ。今、浮御貯ト唱候モ、酒井家ヨリハ本賦壹石ヨリ五勺相貯フト云、其意不可信一ナリ。

一 右靱性相撰靱藏エ爲納、右代米ハ靱納候百姓前ニ相渡、年貢ニ爲差次候云々。靱代米、村々互ニ出入ハ、其帳面委細ニ有之候。併、臺所高、知行高ヨリ貯候得ハ、其出入ノ廉々帳面ニ明細ニ可有之候處、郷村ニテハ分寸モ分不申候。且、帳面モ一切無之候。譬ハ臺所米ヨリ百石、知行米ヨリ千石ト、靱代米ニ郷村エ相渡候ハ、其代米受候郷村ニハ、其月某日千百石靱藏エ相納、新田、倉年貢上納ノ義ハ、千百石相減候云々ノ帳面、是非可有之處、其委細無之、其意不可信二ナリ。

一 右臺所米、知行米ヨリ判然ト相分、貯靱致度候ハ、靱藏中ニモ郷村ヨリノ貯靱ト、臺所米。知行米ト判然區界相立居可申候處、靱藏中混雜、且、郷村大庄屋始、何レモ臺所靱幾石、知行靱幾石ト積高存知致居者一人モ無之候。郷村役々存知致候ハ、靱藏一同ノ總積ニ而候。然ルニ酒井家ヨリ届而已、臺所靱、知行靱ト區別致候。其意不信三ナリ。

一 臺所米、知行米ヨリ相減、貯置候譯有之候得ハ、郷村エ夫食、田打ニ貸付候條理無之候處、去冬ヨリ郷村エ貸出候靱、多分ニ有之、其意不可信四ナリ。

右四ノ不可信義有之、尙更、被遂御吟味度候。私ニ於反復愚考仕候ニ、前文申述候通、常平倉ノ遺志ニハ相違有之間舖、所謂本賦ハ十八萬石ノ常額ニテ取立、一年ニテ九拾石減額ト成ル、右減額ヲ一般ニ割掛ケ取立來候故、其藩侯ノ臺所米高ニモ減額トナリ、家中ノ知行高ニモ減額トナリ、

社寺ニモセヨ大庄屋ニモセヨ、其常額アル者ニハ必減額トナル譯ナリ。然レハ夫ト浮役ト合スレハ、是貯靱ハ國中ノ貯靱ニシテ、家中貯靱ト申譯ニテ決テ無之候。今枉テ説辭ヲ爲シ家中貯靱ト唱候ハ尙更不可信候。以上。

(莊内藩政資料)

此の貯靱の中には、『竹内家年中行事』にあつた、祿高から平均に内引された「靱代米」も含まれて居つたものであらう。(終)

(追記) 菅實秀と大隈重信との話は、與内米のみでなく、轉封命令取消の代償金、獻納の免除歎願であるとも云はれて居る。

(昭和六年五月十日)